

水害後の適切対処 12 箇条（初動編）

2020 年 7 月 28 日第二版
建物修復支援ネットワーク

このたびの水害被災に心よりお見舞い申し上げます。 公的支援や行政の相談窓口も間もなく開設されることと思いますが、水害対処は発生直後の衛生環境から、カビ、その後の乾燥による埃の舞い上がり等もあり一刻を争うところです。 ご近所、親戚、職域、友人知人などでの助け合いから始められるものと思いますが、まずは焦る気持ちにひと呼吸。 少しでも痛みの少ない復旧のために以下の過去事例や経験を踏まえた 12 箇条をご一読下さい。 どうかご無理せずお身体の安全を第一に。

1. 被害状況の写真撮影（できれば手を付ける前に）

家屋や作業所、被災した車や家財など、後々保険求償の可能性があることを想定し、モノを動かしたり片付ける前に写真を撮っておきましょう。 写真は家屋の内外、角度を変えて数枚、状況が分かるように撮影（四方向からが望ましい）。 床や地面から巻き尺を当てて撮れば浸水深さが分かります。 また運び出した物も撮影すれば財産の証拠になり、その後の確認と混乱防止につながります。

2. エコノミークラス症候群（血栓症）の防止

避難生活での気づかいやご苦労は相当に大変なことと推察します。 とくにトイレに行くことを嫌って、必要な水分を摂らずに脱水症状になったり、最悪はエコノミークラス症候群になることが心配されます。 新型コロナ禍の中での災害で、避難所ではなく車中泊などで夜を明かす方もいらっしゃると思います。 発症防止のためには、特にご高齢の方は心がけて定期的に体を動かす、水分をまめにとることを心がけてください。

3. 可能なら自警団を組織する

浸水が軽微な場合、また一階は浸水しても二階大丈夫な場合など、様々なケースがありますが、警察行政対応にも限界があります。 残念ながら過去の被災地では、カネ目の漂流物を探す「泥棒」も皆無ではありません。 とくに水の引いたところで何か漂流物を見つけることもあり、夜間早朝の人の出入りなどには特に注意が必要です。 ここは互助、近助のチカラを發揮して地域で声かけながら、町内の出入り口などに見張りを立てることも奨められます。

4. 後片付け・泥出し・対処養生など、購入資機材の領収書はとっておく

水害後の対処のために必要なスコップ、ブルーシート、ホースリール、高压ジェット洗浄機等の購入代金の領収書・レシートは全て取っておくこと。 サラリーマンであっても来年早々の確定申告時に、雑損控除（所得控除）として損金計上できます。

参考サイト：被災者の雑損控除、災害減免の特例等について（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/saigai/saigai302.htm>

5. 余計な支払い（定時支払い含む）行為・出費はおさえること

毎月のローンや、学校への授業料、公共料金などは、被災の程度に応じて減免や支払いが猶予される場合が多いもの。 支払い期限になったとしても、当座の暮らしにむけた手許資金を確保するためにも、金融機関に相談をしたり、緊急時の出費に備え、少しでも預金口座資金の保全をしましょう。（これらに関連する罹災証明、応急修理制度など公的手続きについては、自治体にご確認ください）。

6. 通帳・印鑑、権利書、保険証など、紛失しても対応は可能

通帳・印鑑・各種カード、土地建物権利書、保険証などは水没・紛失・滅失しても対処は可能（※卒業証書は再発行不能が多い）。緊急にお金が必要な場合、被災地では金融機関や官公庁などでは何らかの方法で本人確認を要件に現金引出し（限度額あり）対応をしてもらえます（詳細は金融機関、官公庁の各窓口で）。なお今回金融機関はもとより、自治体や警察、また法務局など国の出先機関なども被災している可能性がありますので、仮設窓口の開設を待つ必要があるかもしれません。

7. 早めに保険会社へ連絡する

被災した自宅や車のことなど、加入する損害保険会社に連絡しましょう。損害保険、火災保険、自動車保険など、もし連絡先が分からぬ場合は、自然災害損保契約照合センター（一社・日本損害保険協会内）①0120-501331（フリーダイヤル）、0570-001830（有料ナビダイヤル）、03-6836-1003（有料）へ。なお保険会社による損害調査の参考のため、モノの移動・処分前に写真撮影も忘れずに。

8. 捨て過ぎに注意！ 仏具・過去帳、よくわからなくても古い書類・巻き物等、廃棄しないで！

過去の災害では、大切な歴史を証すものを、汚れたからと一気に捨ててしまうことがありました。これらはご当主（施設に入ってしまったご高齢者を含む）だけが知る貴重な歴史遺産の可能性もあります。とくに墨書きの和紙・巻物、箱類（漆塗り、金箔押し等）や風呂敷に包まれている書類など、発見したらひと呼吸。捨てずに泥だけ洗い流して、現物を確認・様子見するか専門家に相談を！検索キーワード：「史料ネット」「文化財レスキュー」「被災建物・史料救援ネット」

9. 無垢の木材で作られた建具、家具、またアルバムや写真は再生可能

水没した建具、襖障子、家具、テーブル、椅子等、無垢（一本物、一枚物）の木でできたものならば、廃棄せずに水洗いして日陰に置きしばらく様子を観ましょう。また水や泥から救い出された写真、アルバムなど、ベタッと張り付いてしまったものも水洗いして再生することが出来ます。

参照サイト：[真備町写真洗浄@あらいぐま岡山](https://uttate.jp/?p=1418)

10. 水没したエアコン室外機の修復可能性について

家庭用エアコン室外機は、水没しても泥を取り除いて清掃すれば再利用できる可能性があります。室内機はともかく、室外機はたとえ泥をかぶっていても、まずコンセントを抜いて（スイッチ入れないで）、早めに泥水を取り除いて、プリント基板やモーターなどの部品交換など必要な処置により復旧することが可能なケースが多いので、諦めずに地元の電器店・電気工事業者さんにご相談ください（補修用部品保管年限を過ぎている場合などは不能となる場合もあります）。

11. 消毒に使用するのは消石灰ではなくオスバン（ベンザルコニウム塩化物液）、もしくはエタノール80%液

建物を消毒のために、消石灰散布を推奨する事例が過去の被災地で多発しましたが、これは間違い。住宅内には使用せず、屋外や側溝の消毒のみにとどめて下さい。代わりに推奨するのがオスバン（ベンザルコニウム塩化物液）の100～200倍希釈（水で薄めた）液。手荒れ防止のためゴム手袋などを着用し噴霧時すること。一方消毒用エタノールの80%希釈液が最も殺菌消毒・カビ防止には理想的ですがやや高価。またエタノールは引火性が高く、噴霧する場合十分な注意が必要です。

12. 水害対処資料「水害にあった時に」などを入手し、作業前にまず一読してひと呼吸

水害対処資料（冊子）がインターネット上でも閲覧できます。私たち建物修復支援ネットワークも編集に協力させていただいた同書は、震災がつなぐ全国ネットワーク刊。「概要版」と「コンプリート版（全32ページ）」両方がありますので、早めに閲覧・ご活用ください。

参照WEBサイト：震災がつなぐ全国ネットワーク（略称＝震つな）

<https://blog.canpan.info/shintsuna/archive/1454>